

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	神鋼商事株式会社			コード	8075		
提出日	2025/5/30		異動（予定）日	2025/6/25			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員選任議案が付議されるため。						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	田野 美雄	社外取締役	○										△				有
2	金子 浩子	社外取締役	○												○		有
3	中川 美雪	社外取締役	○								△						有
4																	
5																	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	当社と同氏が2021年3月まで業務執行者を務めていたコベルコシステム（株）とは取引関係がありますが、取引金額の同社売上高に占める割合は約1.44%です。コベルコシステム（株）は、（株）神戸製鋼所の持分法適用会社であり、日本アイ・ビー・エムが51%、神戸製鋼所が49%、それぞれ出資しております。	田野 美雄氏は、産業界における当社とは異なる事業領域での豊富な経験や、経営者として高い見識をもとに客観的・公正・中立な判断が出来る人物であることから、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「社外役員の独立性に関する基準」に照らして、当社の社外取締役として適任であると判断しております。 同氏は、コベルコシステム株式会社（日本アイ・ビー・エム株式会社の連結子会社）における代表取締役社長を経験しており、同氏が培ってこられた経験は、当社のデジタルトランスフォーメーションの推進並びに企業価値の向上につながると判断しております。 同氏の過去勤務先と当社の関係は左記のとおりであり、同氏の社外取締役としての客観的・校正・中立な判断に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと考えられることから、当社経営陣から独立した立場での監督機能を十分に担えるものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
2		金子 浩子氏は弁護士として、人事・労務関連を中心とした経験・識見が豊富であり、同氏のグローバルな視点で、客観的・中立の立場から有益な助言をいただき、取締役の職務の執行を適切に監査及び監督していただけるものと判断いたしました。同氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由で監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。 上記に加え、同氏は上場規程に定める独立性に関する基準および当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと考えられることから、当社経営陣から独立した立場での監督機能を十分に担えるものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
3	中川美雪氏は1995年10月に朝日監査法人（現あづさ監査法人）に入所し、2018年8月に退所しました。あづさ監査法人は当社の会計監査人であります。当社の監査業務に同氏が関与したことではありません。当社の支払額は、同法人が受領した報酬総額の約0.07%であります。	中川 美雪氏は、公認会計士として実績を積まれ、経験・識見が豊富であります。また、公的機関での審議委員を務めるなど幅広い分野での活動をされております。同氏の広範囲にわたる知識・経験に基づき、取締役の職務の執行を適切に監査及び監督していただけるものと判断いたしました。同氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由で監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。 上記に加え、同氏は上場規程に定める独立性に関する基準および当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと考えられることから、当社経営陣から独立した立場での監督機能を十分に担えるものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
4		
5		

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。